

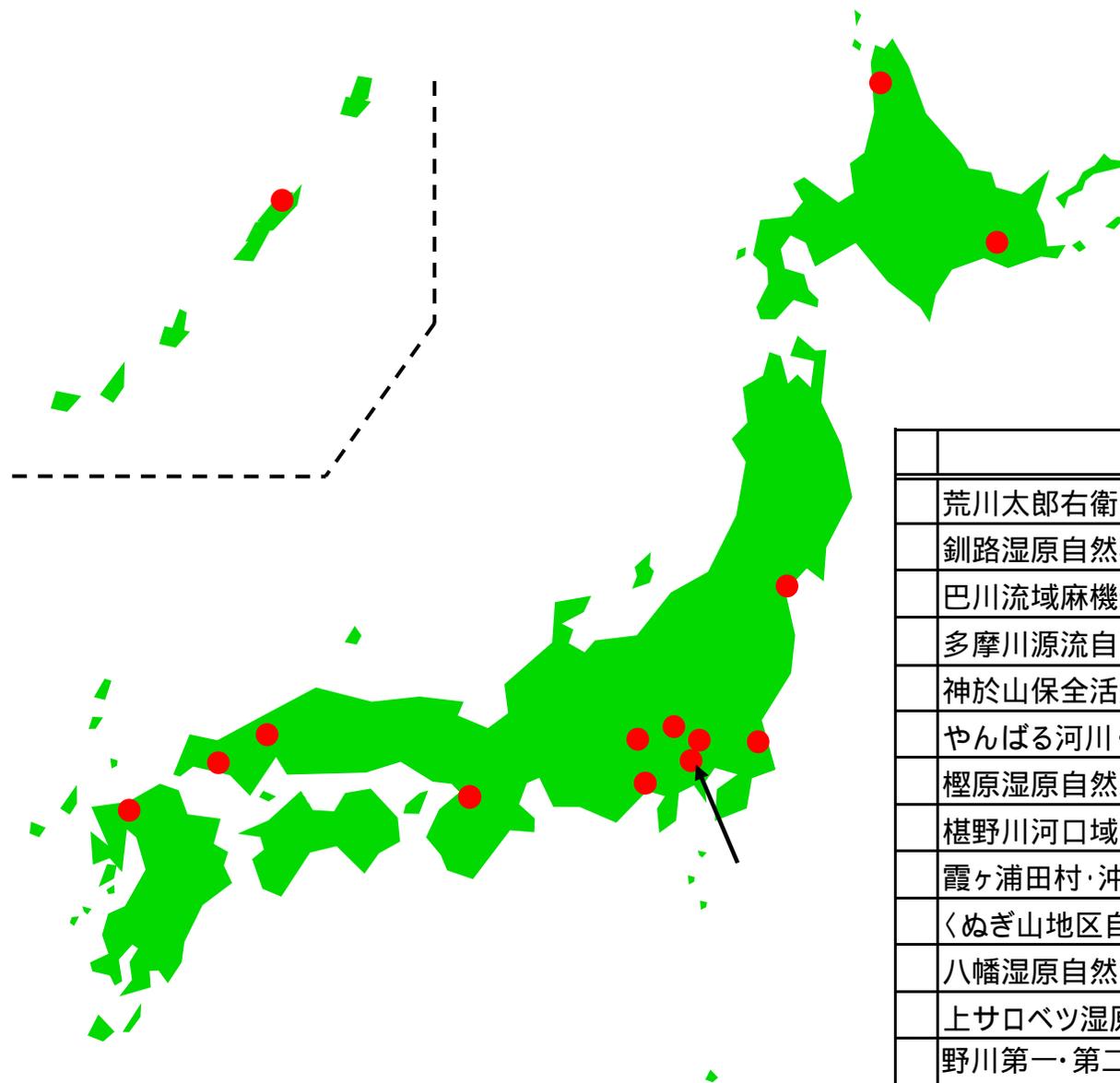
自然再生推進法に基づく自然再生協議会の概要

資料 2

平成15年1月の自然再生推進法施行以来、現在までに全国各地で14の自然再生協議会が設置され、それぞれの地域において、全体構想及び実施計画の策定を進めている。
平成17年6月20日

	協議会名	位置	事務局	設立日	概要	構成員数	全体構想策定日
1	荒川太郎右衛門地区 自然再生協議会	埼玉県	国土交通省 関東地方整備局 荒川上流河川事務所	H15.7.5	乾燥化が進む旧流路(流水がなく、湿地となっている)において、 湿地環境の保全・再生を検討。	63名	H16.3.31
2	釧路湿原自然再生協議会	北海道	環境省、釧路開発建設部、釧路支庁、他	H15.11.15	流域からの土砂流入等により乾燥化が進む釧路湿原の自然を再生することを目的とする。	117名	H17.3.31
3	<small>ともえ あさはた</small> 巴川流域麻機遊水地 自然再生協議会	静岡県	静岡県土木部	H16.1.29	麻機遊水地は洪水防止対策として造成されたが、もとの麻機沼の植物等の回復が見られるところであり、その自然環境の保全・再生を目指す。	46名	-
4	多摩川源流自然再生協議会	山梨県	多摩川源流研究所	H16.3.5	山梨県小菅村全域を対象とし、森林の再生や河川景観の再生等 を検討。	52名	-
5	<small>こうのやま</small> 神於山保全活用推進協議会	大阪府	岸和田市環境保全課	H16.5.25	竹林の侵入が進む神於山において、クヌギ・コナラを中心とする落葉樹林帯やカシ・シイを中心とする常緑樹林帯の再生を目指す。	36名	H16.10.21
6	やんばる河川・海岸 自然再生協議会	沖縄県	沖縄総合事務局、県、民間団体	H16.6.26	リュウキュウアユを呼び戻すことを念頭に沖縄本島北部地域の河川・海岸の自然再生を検討。	68名	-
7	<small>かしぼる</small> 檜原湿原地区自然再生協議会	佐賀県	佐賀県環境課	H16.7.4	特定植物の繁茂や植物遺体の堆積といった自然遷移の進行により悪化している湿地環境を良好な状態へと再生することを目的とする。	42名	H17.1.26
8	<small>ふしのがわ</small> 榎野川河口域・干潟 自然再生協議会	山口県	山口県環境政策課、漁政課、 港湾課、河川課、山口市林務水産課、環境保全課	H16.8.1	榎野川河口干潟等の自然環境を再生し維持していくことを検討。	55名	H17.3.31
9	<small>あまじま</small> 霞ヶ浦田村・沖宿・戸崎地区 自然再生協議会	茨城県	国土交通省関東地方整備局 霞ヶ浦河川事務所	H16.10.31	霞ヶ浦湾奥部の湖岸環境の再生	50名	-
10	くぬぎ山地区自然再生協議会	埼玉県	埼玉県、川越市、所沢市、狭山市、三芳町、市民団体、他	H16.11.6	川越市、所沢市、狭山市、三芳町にまたがる武蔵野の平地林「くぬぎ山地区」について、その歴史的・文化的・環境的価値を継承することを目的とする。	70名	H17.3.12
11	八幡湿原再生協議会	広島県	広島県自然環境保全室	H16.11.7	臥竜山麓八幡湿原地域における湿原環境の再生を検討。	26名	-
12	上サロベツ自然再生協議会	北海道	環境省、北海道開発局、NPO、豊富町、他	H17.1.19	国立公園であるサロベツ湿原と農地が隣接する北海道豊富町において、農業と共存した湿原の再生を検討。	59名	-
13	野川第一・第二調節池地区 自然再生協議会	東京都	東京都建設局北多摩南部建設事務所工事第二課	H17.3.28	かつての野川沿いは、多様な自然環境が広がっていたが、土地利用の変化により自然環境は大きく損なわれた。このため、かつての多様な河川環境の再生を図る。	57名	-
14	<small>がもう</small> 蒲生干潟自然再生協議会	宮城県	環境省、宮城県、仙台市、民間団体	H17.6.19	シギ・チドリ類などの渡り鳥の飛来地として、また底生動物の宝庫として、貴重な干潟環境の保全・再生を検討。	25名	-
15	(仮称)森吉山麓高原 自然再生協議会	秋田県	秋田県自然保護課	H17.7 設置見込	かつて草地として開発された森吉山麓高原を、広葉樹林に再生し、周辺の自然環境と共に保全していくことを目的とする。	-	-

自然再生推進法に基づく協議会の設置状況



協議会名	設立日
荒川太郎右衛門地区自然再生協議会	H15.7.5
釧路湿原自然再生協議会	H15.11.15
巴川流域麻機遊水地自然再生協議会	H16.1.29
多摩川源流自然再生協議会	H16.3.5
神於山保全活用推進協議会	H16.5.25
やんばる河川・海岸自然再生協議会	H16.6.26
檜原湿原自然再生協議会	H16.7.4
榎野川河口域・干潟自然再生協議会	H16.8.1
霞ヶ浦田村・沖宿・戸崎地区自然再生協議会	H16.10.31
くぬぎ山地区自然再生協議会	H16.11.6
八幡湿原自然再生協議会	H16.11.7
上サロベツ湿原自然再生協議会	H17.1.19
野川第一・第二調節池地区自然再生協議会	H17.3.28
蒲生干潟自然再生協議会	H17.6.19

蒲生干潟における自然再生の取組について

蒲生干潟は、仙台市東部の仙台港の南側に位置した二級河川七北田川河川区域内の延長860メートル、幅250メートル、水面積13haの小さな潟湖であり、干潟の面積は約5ha。

現在の干潟の姿は、仙台港の整備や河川の改修工事によって人為的に形成されたもの。淡水と海水が混じる汽水域で、鳥類、底生動物、魚類等多種多様な生物を育む重要な生態系となっている。また、重要な渡り鳥の中継地、繁殖地及び越冬地であり、コクガン（国指定天然記念物、絶滅危惧類）の越冬地としても貴重。

干潟周辺地域の開発、レジャー、マリンスポーツ等の人為的な干渉が増加。また、蒲生干潟の塩分濃度上昇・浅底化や干潟の露出面積の減少などにより、自然環境に影響が出てきている。

渡り鳥を頂点とする生態系にとって良好な自然環境への復元と人為影響の回避を図る対策を講ずることが緊要となっている。

- ◆ 平成14年度から環境省の補助を受けて、自然生態系の保全・再生のための計画策定調査を実施。

第1回自然再生協議会（平成17年6月19日）

- ・ 環境省、国土交通省、宮城県、仙台市、学識者、地元関係者、NPO等が参画して協議会を設立。構成員は、計25名・団体。



干潟の風景



蒲生干潟の全景